

第4章 災害応急対策計画

地震・津波災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれのある場合において、災害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、津波警報等・地震情報等の収集及び伝達を迅速かつ確実にする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、津波警報・地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害または災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官または海上保安官に通報しなければならない。

2. 情報の種類と発表基準

(1) 津波警報等の発表

気象庁本庁等が発表する津波警報等は、次表のとおりである。なお、本町の津波予報区は、青森県日本海沿岸である。

ア. 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

イ. 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 地震・津波に関する情報の発表

気象庁本庁等及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

ア. 地震情報・津波情報の種類

地震情報	(ア) 震度速報 震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を発表 (イ) 震源に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表 (ウ) 震源・震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度3以上の地域名などを発表 (エ) 各地の震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度1以上の地点名などを発表 (オ) その他の情報 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表
津波情報	(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波予報区（青森県日本海沿岸・青森県太平洋沿岸・陸奥湾）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さ (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 津波予報区（青森県日本海沿岸・青森県太平洋沿岸・陸奥湾）ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点（深浦・むつ市関根浜・八戸港・竜飛・むつ市大湊・青森・むつ小川原港）ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻 (ウ) 津波観測に関する情報 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表 (深浦・むつ市関根浜・八戸港・竜飛・青森・むつ小川原港) ※最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表 (エ) 沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (青森八戸沖・青森深浦沖) ※最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表 (オ) 津波に関するその他の情報 津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表。

イ．情報の発表基準

気象庁本庁等及び青森地方気象台は、次の場合に発表する。

(ア) 津波警報等が発表されたとき

(イ) 県内で震度 1 以上を観測したとき

3．津波警報等及び地震情報等の伝達

(1) 津波警報等及び地震情報等の伝達方法

ア．関係機関から通報される、または全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等により受信した津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直が受領する。

イ．宿日直者が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ．津波警報等及び地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ．関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

(2) 震度 4 程度以上の地震を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次の措置を行う。

ア．青森地方気象台から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域から目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。

イ．津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。

ウ．町長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線（同報無線）、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

エ．引き波等異常な水象を知ったときは、県、五所川原警察署及び関係機関に通報するとともに、ア～ウに準じた措置を行う。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝 達 先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課	57-2111	庁内放送 (使送)	関係課長へ電話 (宿日直員が受領 した場合は、宿日 直員が関係課長へ 電話)	津波注意報・警報 (地震情報等)
総務課長	中里消防署	57-2370	電 話 57-2370 F A X 57-4153	電 話 F A X	〃
総務課長	小泊消防署	64-2375	電 話 64-2375 F A X 64-3119	電 話 F A X	〃
農政課長	つがるにしきた 農 業 協 同 組 合		電 話 F A X	受領責任者へ電話	〃
	中泊支店	57-2240	F A X 57-2157		
	武田事業所	57-2216	F A X 57-4522		
	内潟事業所	58-2509	F A X 58-3178		
	小泊出張所	64-2002	F A X 64-3249		
環境整備課長	十三湖土地改良区	57-2708	電 話 F A X 57-3614	受領責任者へ電話	
水産観光課長	小泊漁業協同組合	64-2641	F A X 64-3951	宿直員へ電話	〃
	下前漁業協同組合	64-2211	F A X 64-3949	宿直員へ電話	
総務課長	教育委員会	69-1112	電 話 F A X 69-1115	次長へ電話	〃

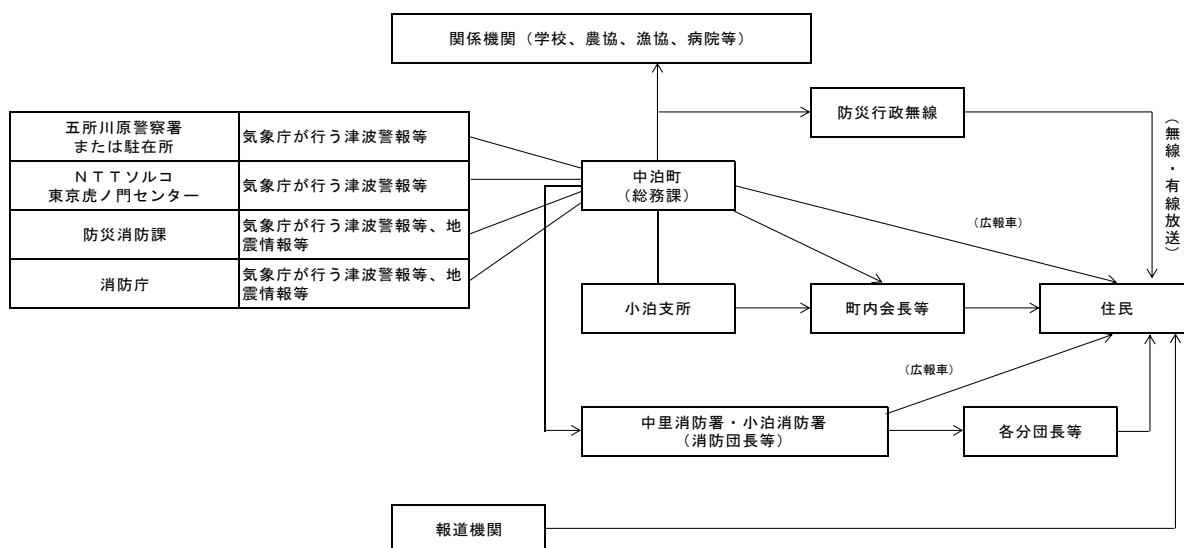
オ．一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をする。この際、災害に備えて地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長 中里消防署長 小泊消防署長	町全住民	広報車、防災行政無線（J－A L E R T等を含む。） エリアメール	津波警報
農政課長	全農家	広報車、防災行政無線、口頭	津波注意報
水産観光課長	全漁師 観光客	広報車、防災行政無線、口頭	

(3) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(4) 震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークにより震度３以上を感知した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直者が上記（１）に準じて伝達する。

(5) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、頻発地震や数日間にわたり頻繁に感じるような地震などの地象に関する事項及び異常潮位や津波、周期的な海水の動揺などの水象に関する事項をいう。

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長または警察官若しくは海上保安官に通報する。

イ. 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官または海上保安部は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署または海上保安官に通報する。

ウ. 町長の通報

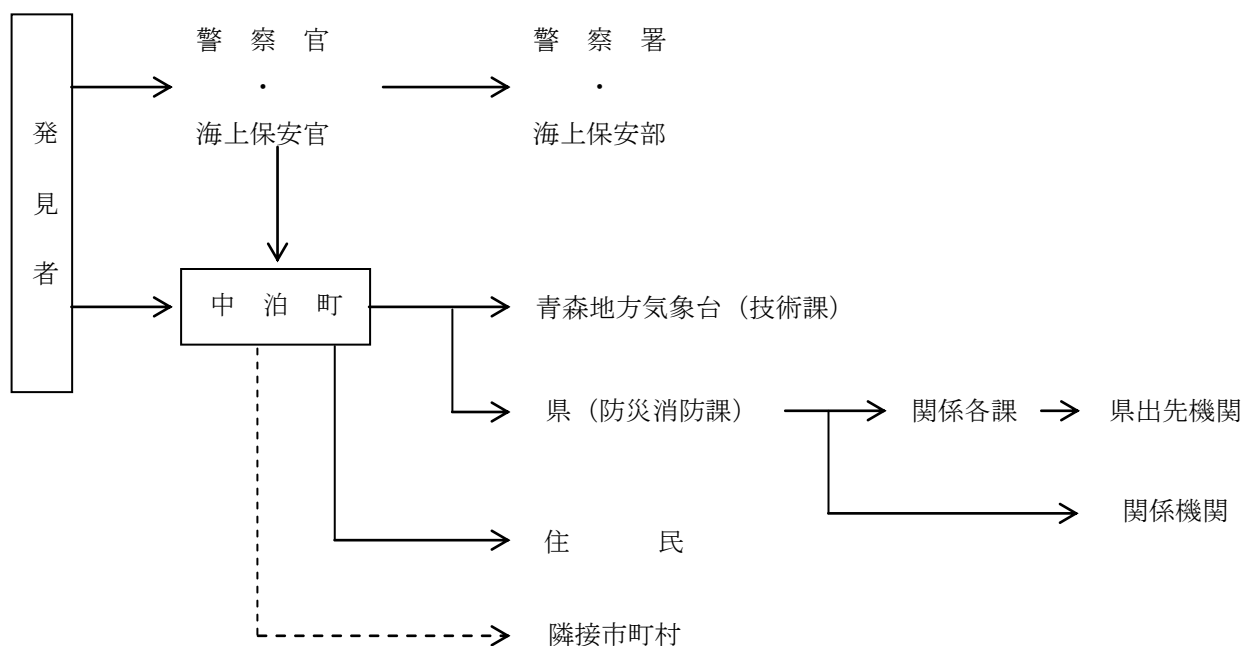
通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台 (技術課) 017-741-7411

(イ) 県（防災消防課） 017-734-9088

通報系統図



(6) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者	備考
五所川原警察署	35-2141	警備課長	
中里消防署	57-2370	当番隊長	
小泊消防署	64-2375	〃	
青森地方気象台	017-741-7411	技術課長	
青森県	017-734-9088	防災消防課長	

4. 緊急地震速報

- (1) 気象庁本庁は、地震等により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

- (2) 町は、青森地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
 (3) 町は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等により緊急地震速報を受信することとし、受信した場合、被害軽減のため住民への伝達に努める。

第2節 情報収集及び被害等報告

災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1. 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2. 情報の収集、伝達

町長は、積極的に職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

なお、「震度5強」以上を記録した場合にあっては、被害の有無を問わず第1報を消防庁に対しても直接通報する。

(1) 災害または災害による被害が発生するおそれがある段階

ア. 災害情報の収集

町長は、災害または災害による被害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、次の各地区ごとの情報調査連絡員から情報を収集し、その結果を県（防災消防課）に報告する。各地区の情報調査連絡員は原則として行政連絡員が兼ねる。

（資料編6－4「各地区情報調査連絡員」、資料編6－5「中泊町消防団の情報調査連絡員」）

イ. 災害情報の内容

（ア）災害による被害が発生するおそれのある場所

（イ）今後とらうとする措置

（ウ）その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ. 町職員、中里消防署、小泊消防署職員の巡視

災害または災害による被害が発生するおそれがある場合は、各課員・中里消防署員及び小泊消防署員は速やかに巡回車等により巡回する。

エ. 災害情報の報告

町長（総務課）は、収集した情報をとりまとめ、県（防災消防課）に報告する。

(2) 災害が発生し、または被害が拡大するおそれがある段階

ア. 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査にあたって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名	備考
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長		
人、住家等の被害、社会福祉関係被害	福祉課長	各地区情報調査連絡員、 各施設の長、中泊町消防 団の情報調査連絡員	
農業関係被害、林業関係被害 農業用施設関係被害	農政課長	土地改良区、農業協同組 合、森林組合	
水産業、観光施設関係被害	水産観光課長	漁業協同組合、観光協会	
商工業関係被害	農政課長	商工会	
道路・橋梁・河川関係被害	環境整備課長		
文教施設関係被害	教育次長	小・中学校・各施設長	
上水道関係被害	上下水道課長		

イ．被害状況の報告等

(ア) 五所川原地区消防事務組合消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災消防課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電話		ファックス	
防災消防課	N T T回線	017-734-9088		017-722-4867	
		017-734-9089		017-734-8017	
	防災情報ネット ワーク	810-1-5812		文書データ伝送	
		810-1-5813			
消防庁 応急対策室		平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)	平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信 ネットワーク	048-500 -90-49013	048-500 -90-49102	048-500 -90-49033	048-500 -90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災消防課）に総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無または避難の状況
- d 住民の動向
- e その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

被害調査報告分担区分

調査・報告事項	様式 番号	町における 調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査	10	総務課		
被害者名簿	11	総務課		
災害即報、災害確定報告	1	総務課		防災消防課
人・住家の被害	2	福祉課	西北地域県民局地域健康福祉部 (福祉こども総室)	健康福祉政策課
救助の実施状況	7	福祉課	〃	〃
医療施設被害	12	福祉課	西北地域県民局地域健康福祉部 (保健総室)	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	13	環境整備課		環境政策課
防疫の実施状況生活衛生施設被害	13	環境整備課	西北地域県民局地域健康福祉部 (保健総室)	保健衛生課
水道施設被害		上下水道課	〃	〃
水稲被害	14	農政課	西北地域県民局地域農林水産部	農産園芸課
りんご特産果樹被害	15	農政課	〃	りんご果樹課
果樹類樹体被害	17	農政課	〃	りんご果樹課
畑作・やさい・桑樹・花き被害	16	農政課	〃	農産園芸課
畜産関係被害	18	農政課	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	19	農政課	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害	19	農政課	〃	〃
農業協同組合及び農業協同連合会の在庫品被害	20	農政課	〃	団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	21	農政課	〃 水利防災課	農村整備課
林業関係被害	22	農政課	西北地域県民局地域農林水産部	林政課
水産業被害		水産観光課	〃	水産振興課
漁港施設等被害		水産観光課	〃	漁港漁場整備課
商工業、観光施設被害	23	農政課 水産観光課		商工政策課 観光企画課
土木施設被害	24	環境整備課	西北地域県民局地域整備部	河川砂防課、道路課、都市計画課
文教関係被害	25	教育委員会	西北教育事務所	教育庁教育政策課 (私立学校)総務学事課
福祉施設被害	26	福祉課	西北地域県民局地域健康福祉部 (福祉こども総室)	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	27	該当各課		担当課

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア. 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4（資料編第7章）により、災害状況を逐次県（防災消防課）に報告するとともに、県の各部局には上記（2）の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況に関係機関に報告する。

(ア) 被害の状況

(イ) 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況

(ウ) 避難所の設置状況

(エ) 避難生活の状況

(オ) 救護所の設置及び活動状況

(カ) 傷病者の収容状況

(キ) 観光客等の状況

(ク) 応急給食・給水の状況

(ケ) その他

a 町外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 町外の医療機関または介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ. 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

区分		認定基準
住家被害	住 家 半 壊 (半 壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
住家被害	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 及 び 冠 水	田の例に準ずる。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

区分		認定基準
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
その他の被害	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り	災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り	災者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3. 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災消防課）に報告する。

4. 報告の方法及び要領

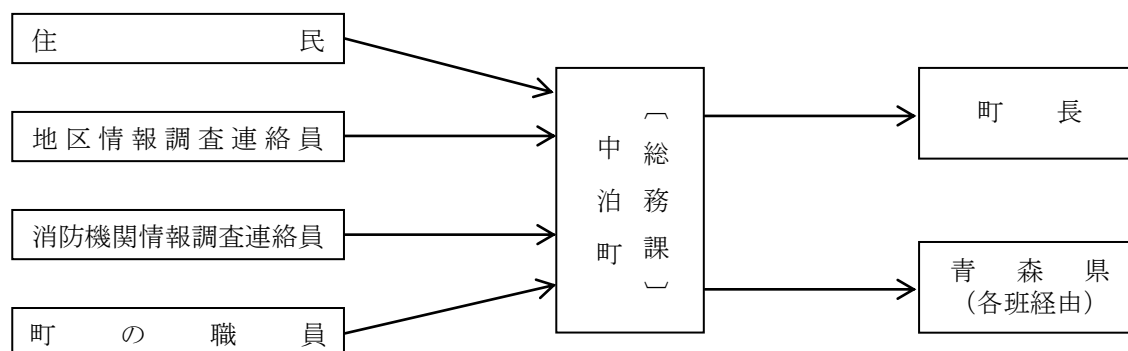
（1）方法

- ア. 被害状況等の報告は、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。
- イ. 固定電話が途絶した場合は、防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ. すべての通信設備が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

（2）要領

- ア. 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。
- イ. 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、または特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ. 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ. 県への報告に当たっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

5. 情報の収集、報告の系統図



第3節 通信連絡

地震・津波災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート
の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても対応
できる体制の整備を図る。

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2. 通信連絡手段

町等は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インタ
ーネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信
手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

(2) 保有する防災行政無線または有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、町内の
の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理
者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。

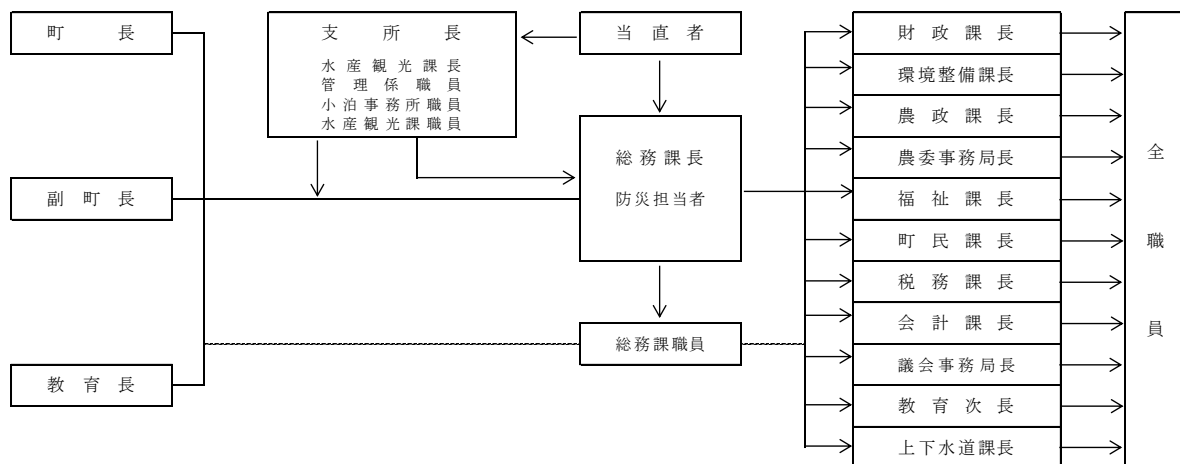
(3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得
て情報連絡を行う。

(4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが
、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線
による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行
う。

3. 連絡方法

(1) 町は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間休日における
通信連絡体制を確立しておく。

(2) 上記連絡の責任者を選任（総務課消防防災係担当）し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災消防課）に報告しておく。



4. 通信連絡

(1) 防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア. 災害時優先電話

(ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。

(イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ. 非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れるかまたは輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保または社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、それぞれ「非常または緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続
東日本電信電話(株) 青森支店	非常電報 緊急電報		総務課長	・申し込み受付番号は115番。 ・「非常電報」または「緊急電報」である旨告げる。または発信紙空白に「非常」または「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、または利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア. 町有無線設備

次の町有無線設備（資料編4-1「中泊町防災無線設備一覧」）は、別に定める中泊町防災行政用無線局管理運用規定に基づいて運用する。

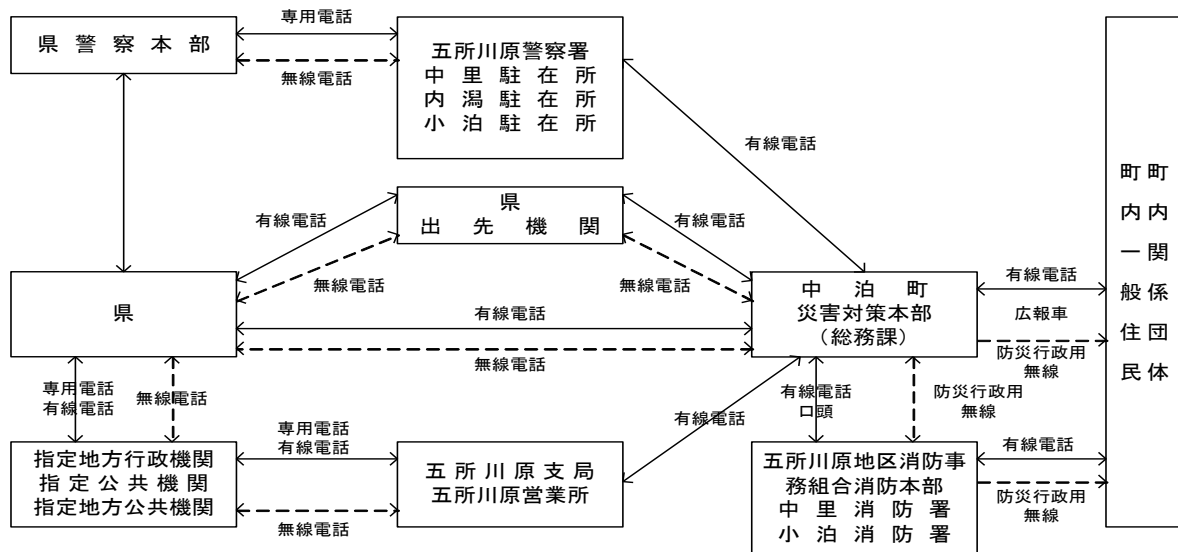
イ. 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合またはこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね資料編4-3「非常通信設備一覧」に掲げる防災機関の無線通信設備を利用する。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができなくなった場合または緊急に通信の必要がある場合は、おおむね資料編4-4「専用通信設備一覧」に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

5. 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

地震・津波災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区分	責任者	広報先	連絡方法	備考
企画班長 企画班員	総務課長	住民	広報車、防災行政無線（同報無線）、有線放送、インターネット、電話等	
		報道機関	電話、プレスリリース	
		防災関係機関 庁内	口頭、文書、有線電話、無線電話、 庁内放送、庁内電話	

3. 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 町の実施する広報は、企画班長（企画係長）に連絡する。
- (3) 企画班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集または撮影に努める。

(4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。

- ア. 災害対策本部の設置に関する事項
- イ. 災害の概況
- ウ. 地震に関する情報（余震の状況等）
- エ. 津波に関する情報
- オ. 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- カ. 避難の勧告、指示
- キ. 電気、ガス、水道等供給の状況
- ク. 防疫に関する事項
- ケ. 火災状況
- コ. 医療救護所の開設状況
- サ. 給食、給水の実施状況
- シ. 道路、河川等の公共施設の被害状況
- ス. 道路交通等に関する事項
- セ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ソ. 一般的な住民生活に関する情報
- タ. 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- チ. その他必要な事項

(5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。

- ア. 報道機関への発表資料は企画班長が取りまとめる。
- イ. 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。

(6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。

- ア. 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の設備による広報
- イ. 広報車、県防災ヘリコプター等による広報
- ウ. 報道機関による広報
- エ. 広報紙の掲示、配布
- オ. 避難所への職員の派遣
- カ. その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用等

4. 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、企画班長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。

また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を住民に周知するよう努める。

5. 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

地震・津波災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1. 実施責任者

（1）避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長（副町長不在の場合は教育長）が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるときまたは町長から要求があったとき）	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	〃（〃）	災害対策基本法第 61 条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第 60 条
自衛官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条
知事またはその命を受けた職員 水防管理者（町長）	洪水または高潮による氾濫からの避難の指示	水防法第 29 条
知事またはその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	地すべり等防止法第 25 条

（2）避難所の設置

避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

（3）警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、町長・警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災害対策基本法第63条
消防吏員または消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法第28条 〃 第36条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水、高潮 水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

2. 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」による。

3. 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

。

（1）周知徹底の方法、内容

ア. 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

（ア）信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水及び高潮による避難の勧告、指示は、次の信号による。（津波による避難を含む。）

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約 1 分 ○————	約 5 秒 休 止	約 1 分 ○————

（イ）ラジオ、テレビ放送により伝達する。

（ウ）防災行政無線（同報無線）により伝達する。

（エ）広報車により伝達する。

（オ）情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

イ. 町長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ウ) 避難対象者

(エ) 避難路

(オ) 避難所

(カ) 移動方法

(キ) 避難時の留意事項

(参考) 情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にする。

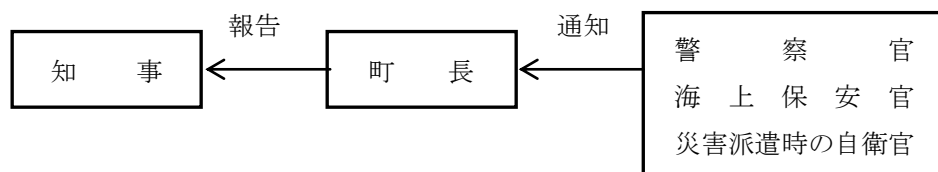
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話(充電器を含む。))等

- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア. 避難の勧告または指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。



(ア) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したときまたは他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難勧告等を発令した場合

- 災害等の規模及び状況

- 勧告・指示の別

- 避難の勧告または指示をした日時

- 勧告または指示の対象地域

- 対象世帯数及び対象人数

- 避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

- 避難の勧告または指示を解除した日時

(イ) 警察官または海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を五所川原警察署長に通知する。

(エ) 知事またはその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を五所川原警察署長に通知する。

イ. 避難の勧告または指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力

する。

ウ．警戒区域の設定等を実施した警察官または海上保安官は、その旨を町長に通知する。

4. 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア．避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難所ごとになるべく一定地域または町内（会）などの単位とする。

イ．避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア．誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、災害に備えて地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ．避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ．避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ．避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

5. 避難所の開設

町長は、避難勧告・指示等を決定したとき、または住民の自主避難を覚知したときは、津波、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の収容に当たっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

災害に備えて地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、または民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

ア．避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ．避難所に配置する職員は、避難所1か所当たり最低3人とし、収容状況により増員する。

ウ．避難所に配置する職員について、住民班（町民課）、管理班（小泊支所）の職員のみで不足する場合には、行政班（総務課）に応援職員を要請する。

（２）避難所の開設手続

ア．町長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、町民部長（町民課長）、管理部長（支所長）に開設命令を発する。町民部長（町民課長）、管理部長（支所長）は、町長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。避難所の事前指定等については、第３章第８節避難対策による。

イ．町長（町民課、小泊支所）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- （ア）開設した場合
 - ・避難所を開設した日時
 - ・場所（避難所名含む。）及び箇所数
 - ・収容人数
 - ・開設期間の見込み
- （イ）閉鎖した場合
 - ・避難所を閉鎖した日時
 - ・最大避難者人数及びそれを記録した日時

（３）避難所に収容する者

避難所に収容する対象者は次のとおりである。

- ア．住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ．現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ．避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

（４）避難所開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。

（５）避難所における職員の任務

ア．一般的事項

- （ア）避難所開設の掲示
- （イ）収容者の受付及び整理
- （ウ）日誌の記入
- （エ）食料、物資等の受払及び記録
- （オ）避難者名簿の作成

イ．本部への報告事項

- （ア）避難所の開設（閉鎖）報告
- （イ）避難所状況報告
- （ウ）その他必要事項

ウ．避難所の運営管理

（ア）費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

（イ）避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運

営管理と収容者の保護に当たらせる。

- b 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
- c 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び災害に備えて地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- e 避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアの実施に努める。
- f 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
- g 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。

6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

7. 警戒区域の設定

災害による生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、またはその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア. 設定の理由

警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知す

る。

イ．設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等なるべくわかりやすく周知する。

8．在港船舶等の避難

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波警報等を受けたとき、または津波のおそれがあるときは、そのそれぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、港外へ避難し、または船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど、人命を最優先した必要な措置をとる。

9．孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

10．帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

11．応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村に協議し、または他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。

12．その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第6節 津波災害応急対策

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期するものとする。

1．実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、町長が行うものとする。

2. 応急活動態勢

組織については、第2章第2節「中泊町災害対策本部」及び第3節「動員計画」によるほか、津波来襲に対する警戒態勢は次のとおりとする。

(1) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

ア. 震度4程度以上の地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 水産観光課員・小泊消防署員は、青森地方気象台からなんらかの通報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。

ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生後は、放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ. 異常な水象を知ったときは、県、五所川原警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(2) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階

ア. 小泊支所員・水産観光課員・小泊消防署員は、直ちに海面監視を実施する。

ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

イ. 沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

監視場所	監視人
海水浴場	水産観光課
小泊海岸岸壁	小泊消防署、小泊支所
小泊漁港岸壁	小泊漁業協同組合
下前漁港岸壁	下前漁業協同組合
監視カメラ	小泊支所

3. 津波警報等・地震情報等の伝達

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報等の種類、発表基準及び伝達方法等は第4章第1節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」によるほか、町における沿岸住民に対する津波警報等の周知方法は次のとおりとする。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報	●-●-● ●-----●	10秒 2秒 10秒	広報車、防災行政無線（同報無線）、エリアメール等
津波警報	●-----● ●-----●	5秒 6秒 5秒	〃
大津波警報	●-----●-----●-----●	3秒 2秒 3秒	〃
津波注意報 (津波注意報解除) (津波警報解除)	● ● ●-----●	10秒 3秒 1分	〃

4. 避難

- (1) 沿岸住民に対する避難の勧告、指示については、第4章第5節「避難」に定めるところによるが、特に次のような措置を講じ、住民の避難が円滑に行われるよう努める。

ア. 避難の勧告

津波の来襲に時間的余裕がある場合に勧告し、災害に備えて地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際を優先的に避難させるとともに、津波危険予想地域内の物件（自動車等）を移動させるほか、津波危険予想地域内への立入りを禁止するなどの措置を行う。

イ. 避難の指示

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全住民を避難させる。

ウ. 避難の勧告、指示の伝達

避難勧告、指示を発したときは、広報車・防災行政無線（同報無線）・サイレン・有線放送等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。

津波による避難の勧告、指示は次による。

サイレン信号			警鐘信号
約1分 ○————	約5秒 休 止	約1分 ○ —————	乱打

エ. 避難場所

避難場所については、次のとおりとする

					若葉町 4 号線 若葉町 5 号線 若葉町 6 号線 若葉町 7 号線 若葉町 8 号線 小泊中央線			
下前	185 人							
下前上 下前中 下前浜	51 人 30 人 104 人	下 前 上 高 台 下 前 中 高 台 下 前 浜 高 台 ① 下 前 浜 高 台 ② 下 前 浜 高 台 ③ 下 前 浜 高 台 ④	12m 12m 14m 22m 24m 22m	県道権現崎線 下前学校 1 号線 下前海岸 2 号線 下前学校 3 号線 喜楽町線 中間線 淵岩 1 号線 淵岩 2 号線 淵岩 3 号線 白岩 1 号線 白岩 2 号線 白岩 3 号線 白岩 4 号線	旧下前小学校体育館 旧下前小学校グラウンド 熊 野 神 社 熊 野 神 社 境 内	37m 28m	780 人 60 人	
折戸	51 人	折 戸 防 災 広 場	31m	国道 339 号線 折戸下前線 折戸 5 号線 避難階段、避難路	折 戸 避 難 所 折 戸 防 災 広 場	31m	125 人	
襲内	9 人	襲 内 高 台	29m		ホ テ ル 竜 飛			
計	2169 人						2195 人	

(2) 在港船舶等の避難

第4章第5節「避難」に定めるところによる。

第7節 消防

地震・津波災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、五所川原地区消防事務組合消防長が行う。

2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3. 消火活動

地震による火災は同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、五所川原地区消防事務組合消防長は消防力の重点投入地区を選定し、また延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4. 救急・救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、五所川原地区

消防事務組合消防長は、医療機関、西北五医師会、日本赤十字社青森県支部中泊町分区、五所川原警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5. 町消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練を通じた人命救助活動の支援等を含む具体的対策等については、町消防計画による。

6. 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第8節 水防

地震・津波災害において二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1. 実施責任者

災害時における水防活動は、町長（中泊町水防管理者）が行う。

2. 監視、警戒活動

地震による津波または洪水の襲来が予想されるときは、町長（水防管理者）は直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、またはその区域からの退去等を指示する。

3. 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧または高位部の水路等の管理者は、地震による津波または洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

ただし、自らの生命の安全を最優先とする。

4. 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

5. 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6. 町水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、町水防計画による。

7. 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第9節 救出

地震・津波災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を救出し、または捜索し、被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

- (1) 町長（五所川原地区消防事務組合消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）

災害により救出または捜索を要する事態が発生した場合は、五所川原警察署その他の関係機関と連絡を密にしながら救出または捜索を実施する。

- (2) 海上保安官

次の各種の通報を受け、または自ら確認したときは救出を実施する。

- ア. 船舶が遭難した場合
- イ. 船舶火災が発生した場合
- ウ. 海上で行方不明者が発生した場合

2. 救出方法

- (1) 陸上における救出

- ア. 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。
- イ. 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- ウ. 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。
- エ. 救出作業に特殊機械または特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請または自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- オ. 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- カ. 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- キ. 消防機関は、保健班（町民課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。
- ク. 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

(2) 海上における救出

海上における救出は、海上保安部が関係機関の協力を得て行う。

3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 船舶の遭難により救出を要する場合（原則として水難救護法による。）

4. 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電話	備考
中泊町	総務課	中里字亀山434-1	57-2111	内線117
中里消防署		中里字宝森1-2	57-2370	119番
小泊消防署		小泊村字浜野35-1	64-2375	119番
五所川原警察署		五所川原市栄町6-1	35-2141	110番
青森海上保安部	警備救護課	青森市青柳1-1-2	017-734-2421	118番

6. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7. 応援協力関係

町長は、自らまたは自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施またはこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

8. その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第10節 食料供給

地震・津波災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2. 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

- ア. 炊き出し担当は住民班（町民課）とする。
- イ. 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

ア. 避難所に収容された者

イ. 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等であって炊事ができない者

（ア）床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。

（イ）親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者

（ア）食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。

（イ）被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ. 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。

オ. 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

ア. 主食

（ア）米穀

（イ）弁当等

（ウ）パン、うどん、インスタント食品等

イ. 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

ア. 避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

・エネルギー 2, 000 kcal

・たんぱく質 55 g

・ビタミンB1 1. 1mg、ビタミンB2 1. 2mg、ビタミンC 100mg

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況

調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、資料編4-27「炊き出し実施場所一覧」のとおりである。

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ資料編5-1「炊き出し協力団体一覧」に協力を求める。

3. 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、管財班（財政課）とする。

(2) 食料の確保

ア. 町長は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ. 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通在庫備蓄に努める。特に粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ. 流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア. 応急用米穀

町長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ. 災害救助用米穀

町長は直接、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について、農林水産省に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア. パン、おにぎり、即席めん等の調達

町長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせん要請する。

イ. 副食、調味料の調達

町長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて国や協定締結事業者等に要請して調達し、町に供給する。

ウ. 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、資料編5-2「食料調達先一覧」、調達、供給食料の集積場所は、資料編4-28「調達、供給食糧の集積場所一覧」のとおりである。

4. 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

- ア. 食料品の配分担当は農林畜産班（農政課）とする。
- イ. 農林畜産班の構成は次のとおりとする。

集積場所	班長	班員	備考
中泊町体育センター	1 名	2 名	
小泊中学校	1 名	2 名	

(2) 配分要領

町長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

- ア. 炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。
- イ. 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、女性団体、日赤奉仕団、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。
- ウ. 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）を支給することは避ける。
- エ. 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組または班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握するなどの措置を取り、配分もれまたは重複支給がないよう適切に配分する。
- オ. 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5. 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 11 節 給水

地震・津波災害による水道施設の破損または井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

2. 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は水道班（上下水道課）とする。

(2) 給水対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇または汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じて増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア. 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

中里地域 1, 800リットル

小泊地域 700リットル

イ. 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ. 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ. 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

オ. 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

※給水可能数量はあくまでも目安である。

3. 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア. 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ. 地域内所在の給水資機材は、資料編4-17「地域内給水資機材一覧」のとおりである。

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、資料編4-18「補給用水源一覧」のとおりである。

4. 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検
- ウ. 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

5. 応援協力関係

- (1) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

第12節 応急住宅供給

地震・津波災害により住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を確保することができないか、または応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、または被害住家を応急修理し、被災者の保護収容を図るものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

2. 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- ア. 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- イ. 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ウ. 被災者の生業の見通しがたつ場所

地区名	所在地	面積	所有者	建設想定戸数	予定地の状況	備考
中 里	中里字亀山251-1	13,759㎡	中泊町	70戸	飲料水、保健衛生その他の状況	中里小グラウンド
中 里	中里字宝森309	18,344㎡	中泊町	126戸	飲料水、保健衛生その他の状況	中里中グラウンド
武 田	富野字千歳305-1	17,414㎡	中泊町	88戸	飲料水、保健衛生その他の状況	武田小グラウンド
武 田	豊岡字三笠264	2,609㎡	中泊町	10戸	飲料水、保健衛生その他の状況	第7分団屯所敷地
内 潟	飛石字田野沢187-1	20,479㎡	中泊町	70戸	飲料水、保健衛生その他の状況	薄市小グラウンド
小 泊	小泊字鮫貝196-188	12,043㎡	中泊町	70戸	飲料水、保健衛生その他の状況	小泊中グラウンド

(2) 供与

ア. 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ. 管理及び処分

（ア）応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあつせんを積極的に行う。

（イ）応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、または応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

3. 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

(2) 応急修理の方法

ア. 応急修理は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

イ. 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

4. 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

（1）応急仮設住宅の建設等は、土木建設班（環境整備課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、町内の関係業者（資料編 5－3「建築資材調達先一覧」）とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあつせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の組合等（資料編 5－4「建築技術者の確保先一覧」）とあらかじめ協議し、確保する。

5. 住宅のあつせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時

に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

住宅等名称	利用可能戸数	住宅等名称	利用可能戸数
中里団地	5 戸	玉清水団地	—
二タ見団地	—	薄市団地	—
八幡団地	—	さわやか団地	—
富野団地	—	花丘団地	—
千歳団地	—	利用可能な空き家 ※危険度判定 3 以下	3 2 8 戸

6. 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設または住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施またはこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 13 節 死体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が地震・津波災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、死体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 災害時における死体の搜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 災害時における死体の処理は、五所川原警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。
- (3) 災害時における死体の埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2. 死体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- ア. 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後 3 日）を経過している場合
- イ. 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合

ウ．災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 死体の搜索の方法

死体の搜索は、警察官及び消防職団員等により搜索班を編成し、実施するが、海上漂流死体については青森海上保安部に搜索要請する。

なお、死体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、死体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、死体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア．実施責任者

イ．死体発見者

ウ．搜索年月日

エ．搜索地域

オ．搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ．費用

3. 死体の処理

(1) 対象

死体の処理は、後記4の死体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 死体の処理の方法

ア．五所川原警察署は、収容した死体について検視（見分）する。

イ．医療機関は、死体の死因その他について医学的検査をする。

ウ．町は、死体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ．町は、死体の身元の識別または埋火葬が行われるまでの間、大規模なイベント施設、公民館、体育館、廃校等多数死体を安置可能な場所に一時保存する。一時保存所の設置予定場所は、資料編5－5「死体一時保存所一覧」のとおりとする。

(3) 事務処理

災害時において、死体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア．実施責任者

イ．死亡年月日

ウ．死亡原因

エ．死体発見場所及び日時

オ．死亡者及び遺族の住所氏名

カ．洗浄等の処理状況

キ．一時収容場所及び収容期間

ク．費用

4. 死体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア．遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ．墓地または火葬場が浸水または流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ．経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ．埋火葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺または骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬または納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂または寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

(4) 火葬及び埋葬予定場所は、資料編 5－6「火葬及び埋葬予定場所一覧」のとおりである。火葬及び埋葬する予定場所は、死者の居住する地区又は死体を発見した地区の共同墓地とする。

(5) 事務処理

災害時において、死体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア．実施責任者

イ．埋火葬年月日

ウ．死亡者の住所、氏名

エ．埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ．埋火葬品等の支給状況

カ．費用

5. 実施期間

災害発生の日から原則として 10 日以内の期間で実施する。

6. 応援協力関係

町長は、自ら死体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、死体の搜索、処理、埋火葬の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 14 節 障害物除去

地震・津波災害により、土石、竹木等が住家またはその周辺に運ばれ、または道路等に堆積した場合に、被災者の保護、被害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

1. 実施責任者

(1) 住家等における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2. 障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア. 対象者

災害により、住家等が半壊または床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者。

イ. 障害物除去の方法

(ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア. 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

イ. 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

ウ. 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

エ. 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3. 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄または保管する。

(1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とし、その場所は資料編 4-19「障害物集積場所一覧」のとおりである。

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4. 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

(1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

作業要員の確保は、第 4 章第 19 節「労務供給」による。

(3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、資料編 4-20「障害物除去機械、器具等一覧」のとおりである。

5. 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施またはこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請す

るほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第15節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

地震・津波災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失、またはき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

生活必需品等の調達及び被災者に対する給（貸）与は、町長（災害救助法が適用された場合または災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託を受けた町長）が行う。

2. 確保

- （1）町は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- （2）町は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。
- （3）町は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。

3. 調達

（1）調達担当

調達担当は、管財班（財政課）とする。

（2）調達方法

町内の業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県または他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

調達先及び調達可能数量は、資料編5-7「被服、寝具、その他生活必需品調達先一覧」のとおりとする。

（3）調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、資料編4-29「調達物資及び義援による物資の集積場所一覧」のとおりである。

4. 給（貸）与

（1）給（貸）与担当等

ア. 給（貸）与担当は、福祉班（福祉課）とする。

イ. 福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者 1名 協力員 3名

（2）対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、またはき損したため、日常生活を営むことが困難な者

（3）給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

ア. 寝具

イ. 外衣

ウ. 肌着

エ. 身廻品

オ. 炊事道具

カ. 食器

キ. 日用品

ク. 光熱材料

ケ. 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

（4）配分方法

町は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

5. 応援協力関係

町長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施またはこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第16節 医療、助産及び保健

地震・津波災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

1. 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合、または災害が大規模かつ広域にわたる場合で、町における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行う。

2. 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

ア. 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ. 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ. 保健の対象者

(ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者

(イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

(ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(エ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

ア. 診療

イ. 薬剤または治療材料の支給

ウ. 処置手術その他治療及び施術

エ. 病院、診療所または介護老人保健施設への移送

オ. 看護、介護

カ. 助産（分べん介助等）

キ. 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

ク. 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア. 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

イ. 助産

上記アに準ずる。

ウ. 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院または診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

ア. 医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、編成し行う。

(5) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、資料編 5－10「救護所一覧」のとおり定めておく。

3. 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、管財班（財政課）において、近隣の医薬品等卸売業者（資料編 5－8「医薬品等調達先一覧」）から購入し、救護班に支給する。

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事または隣接市町村に対し、調達あつせんを要請する。

4. 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第18節輸送対策による。

5. 医療機関等の状況

町内の医療機関及び助産所の状況は、資料編5－9「町内医療機関・助産所一覧」のとおりである。

6. 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め応援を要請する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第17節 被災動物対策

地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。

2. 実施内容

（1）避難所における動物の適正飼養

県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講ずる。

（2）特定動物の逸走対策

県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

（3）動物由来感染症等の予防上必要な措置

県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

第 18 節 輸送対策

地震・津波災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長が行う。

2. 実施内容

(1) 車両及び船舶等の調達

輸送対策担当は、企画班（総務課）とする。

町は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は町所有車両、公共的団体の車両・船舶等、運送業者等営業車の車両・船舶等、その他の自家用車・船舶等の順序により調達する。

町所有車両は、資料編 4－9「中泊町所有車両一覧」、4－10「町所有以外の車両一覧」のとおりである。

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア. 被災者の避難に係る輸送
- イ. 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ. 被災者の救出に係る輸送
- エ. 飲料水供給に係る輸送
- オ. 救援用物資の輸送
- カ. 死体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等輸送拠点を把握しておく。

ア. 自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、または確保できない場合は、他市町村または県に応援を要請する。

イ. 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、または鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者等に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ. 船舶による輸送

自動車の輸送に準ずる。

なお、船舶の確保は次の順位により確保手続きをとる。

(ア) 公共団体の船舶

(イ) 海上運送業者の船舶

(ウ) その他自家用船舶

船舶所有状況は４－１１「船舶所有状況一覧」のとおりである。

エ. 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、または緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁または自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点または目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所は資料編４－１２「ヘリコプター場外離着陸場所一覧、ヘリコプター緊急離着陸場所一覧」のとおりである。

オ. 人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(４) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両の保有状況は資料編４－８「緊急通行車両として事前届出した車両一覧」のとおりである。

３. 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合または不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援または知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請について行う。

(１) 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量を含む。）

(２) 輸送を必要とする区間

(３) 輸送の予定日時

(４) その他必要な事項

４. その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第１９節 労務供給

地震・津波災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

１. 実施責任者

(１) 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

(２) 町が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

2. 実施内容

(1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図る。

(2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア. 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ. 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

ウ. 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、町長または日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ. 日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

町内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、資料編 5－12 「日赤奉仕団、ボランティア団体等一覧」のとおりである。

(3) 労務者の雇用

ア. 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 死体の捜索及び処理

イ. 労務者の雇用は、原則としてハローワーク五所川原を通じて行う。

ウ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員
- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ. 労務者の宿泊施設予定場所は、資料編 4－23 「労務者の宿泊施設予定場所一覧」のとおりとする。

3. 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、または緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令または協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。関係法令に基づく従事命

令等の対象となる作業等は、資料編 6－2「技術者等の従事命令等」のとおりである。

4. 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は行政班（総務課）とする。

(2) 労務配分方法

ア. 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、行政班長に労務供給の要請を行う。

イ. 行政班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5. 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア. 町長は、災害応急対策または災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事または指定地方行政機関の長に応援を要請する。

イ. 町長は、要請先に適任者がいないなどの場合などは、知事へ職員の派遣についてあっせんで求める。

(2) 応援協力

町長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第 20 節 防災ボランティア受入・支援対策

地震・津波災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、町長が行う。

2. 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア. 町災害対策本部との連絡調整を行う。

イ．被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ．防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ．被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ．被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ．防災ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ．避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

（２）情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として、被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため町、県など関係機関へ情報提供する。

（３）センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

（４）その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3. 応援協力関係

（１）町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

（２）町は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

（３）町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

（４）応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第２１節 防疫

地震・津波災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2. 災害防疫実施要領

（１）防疫班の編成

環境衛生班（環境整備課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職

員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 1～3班	1班当たり 3名	感染症予防のための防疫措置	班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

区分	構成		資機材名	備考
	班長	班員		
1班	1名	2名	オズバン・消石灰・ねずみ等駆除剤・肩掛け噴霧器	・収容にあたっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、または西北地域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。
2班	1名	2名	〃	
3班	1名	2名	〃	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下、この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ. 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ. 冠水家屋に対しては、各戸にクレゾール及び消石灰を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア. 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ. 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ. 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア. 被災地において、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、速やかに西北地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ. 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ. 感染症対応医療機関は次のとおりである。

感染症対応医療機関	所在地	電話	病床数	備考
つがる総合病院	五所川原市岩木町 12-3	35-3111	438	

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア. 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに西北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ. 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに西北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ. 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに西北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ. 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに西北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア. 被害状況報告書

イ. 防疫活動状況の報告

ウ. 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ. 清潔方法及び消毒方法に関する書類

オ. ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

カ. 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ. 患者台帳

ク. 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、資料編 5-11「防疫用薬剤調達先一覧」に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

3. 応援協力関係

- (1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第22節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

地震・津波災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

2. 応急清掃

(1) ごみの処理

ア. ごみの収集及び運搬

町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ. ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、町等のごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。
- (ウ) 不燃性のものは、町等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- (エ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合または焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

- ア. し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- イ. し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- ウ. 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合または施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合または緊急を要する場合は、資料編4-22「清掃班の編成等」に示す清掃班を編成し実施する。

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、資料編 4－2 1 「ごみ及びし尿処理施設一覧」のとおり選定しておく。

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、西北地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談し、指導を受ける。

3. 清掃資機材の調達

清掃資機材は、町所有のもののほか、町内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

町及び業者所有の清掃資機材は資料編 5－1 3 「清掃資機材調達先一覧」のとおりである。

4. 応援協力関係

町長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請する。

5. 環境汚染防止

町長は、工場・事業場から有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第 2 3 節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。

1. 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、町長が行う。

2. 応急危険度判定

町長は、建築物及び宅地の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

3. 応急危険度判定体制の確立

町長は、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

4. 応援協力関係

町長は、自らまたは町内の震災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第24節 金融機関対策

地震・津波災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2. 応援協力関係

町長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第25節 文教対策

地震・津波災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

(1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長及び町教育委員会が行う。

(2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ）が行う。

(3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2. 実施内容

(1) 地震・津波情報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

ア. 校長は、災害による被害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

イ. 特別支援学校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

(2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県教育委員会、町教育委員会及び国立・私立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア. 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ. 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。

(分散授業または二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。)

ウ. 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ. 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。

オ. 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設は、おおむね資料編４－２４「学校用代替予定施設一覧」のとおりとする。

カ. 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、または授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア. 町立学校等

災害による被害の発生が予想される場合は、町教育委員会または各学校長が行う。

ただし、各学校長が行う場合は、町教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに町教育委員会に報告する。

イ. 国立・私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

町長は、児童生徒等が学用品をそう失し、またはき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア. 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出または床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、またはき損し、就学に支障を来した小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）

イ. 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ. 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店または教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、資料編５－１４「学用品調達先一覧」に示す業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ．給与の方法

(ア) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(５) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行う。

(６) 学校給食対策

ア．校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ．学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(７) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(８) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア．文化財に被害が発生した場合、その所有者または管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ．県教育委員会及び町教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

ウ．被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

（資料編６－６「中泊町文化財指定一覧」）

３．教育施設の現況

(１) 学校施設の状況

学校施設の状況は、資料編４－２５「学校施設状況一覧」のとおりである。

(２) 学校以外の教育施設の状況

学校以外の教育施設の状況は、資料編４－２６「学校以外の教育施設一覧」のとおりである。

４．応援協力関係

(１) 教育施設及び教職員の確保

ア．町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保につ

いて、他の市町村教育委員会または県教育委員会へ応援を要請する。

イ．私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施またはこれに要する教育施設及び教職員の確保について、町教育委員会または県（総務学事課）に応援を要請する。

（２）教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の調達について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

５．その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第２６節 警備対策

地震・津波災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

１．実施責任者

災害時における警備対策は、五所川原警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

２．災害時における措置等

災害が発生しまたは災害による被害が発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- （１）災害関連情報の収集及び伝達
- （２）被災者の救出救助及び避難誘導
- （３）行方不明者の捜索及び死体の見分
- （４）被災地における交通規制
- （５）被災地における社会秩序の維持

ア．五所川原警察署は独自に、または自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ．災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ．暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

（６）被災地における広報活動

第２７節 交通対策

地震・津波災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1. 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、五所川原警察署長と道路管理者等が連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森海上保安部長等が港湾管理者等と連携して実施する。

2. 陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況等の把握

- ア. 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
- イ. 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

- ア. 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講ずる。
- イ. 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- ウ. 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。
- エ. 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議する。

(4) 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。

3. 海上交通規制

(1) 港湾施設等の保全

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、上記の

応急工事を実施する。

(2) 応援協力関係

町長は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震・津波災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講ずる。

1. 実施責任者

(1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。

(2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置〔東北電力（株）五所川原営業所〕

ア. 災害対策本部の設置

(ア) 災害により電力施設に被害が発生し、または発生するおそれがあるときは「五所川原営業所非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は、災害規模及び被害状況に応じて、第1非常体制、第2非常体制により応急対策を実施する。

(ウ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(エ) 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、支店災害対策本部に応援の要請をするとともに、関係工事会社、運送業者等に対して協力をお願いする。

(オ) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

イ. 情報収集及び広報

(ア) 災害により、電力施設に被害発生が予想され、または被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により情報の収集及び被害の早期把握に努める。

(イ) 被害状況及び復旧状況について、町対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知する。

ウ. 応急復旧

(ア) 災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。

(イ) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。

(ウ) 復旧作業は、救急指定病院、警察、消防、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官

公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設等、復旧効果の最も大きいものを優先して実施する。

(2) ガス施設応急措置 [一般社団法人青森県エルピーガス協会、東北アストモスガス(株) 青森充填所]

ア. エルピーガス販売業者の措置

災害時において、エルピーガス施設に危険な状態が予想されるときまたはエルピーガスによる災害の拡大が予想される場合は、施設内のエルピーガス充填容器を安全な場所に移しまたは放出する等の保安措置を実施するとともに、エルピーガス納入世帯等に対する応急復旧体制を確立する等、警戒態勢に努めるものとする。

(3) 上水道施設応急措置 [上下水道課]

ア. 復旧体制

水道事業者は、被災施設の機能回復を図るため、被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めるとともに、町指定業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ. 施設の被害調査

(ア) 災害発生時には、水道施設の被害状況を把握するため、各施設の調査点検を早急に実施する。

(イ) 給水、配水幹線及び地盤の軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに、地域住民からの漏水、断水等の通報があった場合は、無線及び携帯電話等により連絡を密にして迅速に被害場所の現地調査を行うなど、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。

ウ. 応急対策

(ア) 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。

(イ) 各施設の被害状況に応じて、仕切弁の閉止、塩素漏洩防止等の必要な措置を講じて、水の確保及び二次災害の防止を図る。

(ウ) 各家庭の飲料水の確保については、町指定工事事業者の車両を駆使し、給水タンク、ポリ容器、水袋等を配備するとともに、広報車により現状に即した広報活動を実施する。

エ. 復旧工事等

町指定工事事業者の協力を得て、上下水道課の指示により復旧作業に取りかかる。また、町長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県(健康福祉部長)へ応援を要請する。

(ア) 復旧資機材の確保に努める。

(イ) 迅速に漏水箇所を探知できる方法を確立する。

(ウ) 復旧工事の際の応援体制及び受入態勢を整備する。

オ. 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

(4) 下水道施設応急措置 [上下水道課]

ア. 復旧体制

上下水道課は、あらかじめ定められた組織体制に従うほか、被災施設の機能回復を図るため復旧計画を早期に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ. 施設の被害調査 (情報収集)

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定められた体制により、各施設等の調査点検を班ごとに実施する。

- (ア) 施設建物の被害状況 (処理場、ポンプ場)
- (イ) 管渠の接続及び沈下状況 (污水管、雨水渠)
- (ウ) マンホール、樹等の状況
- (エ) その他 (管渠の堆積土砂、地盤沈下等の状況)

ウ. 応急対策 (復旧対策、並びに安全対策等)

災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、関係者並びに関係業者との連絡を密にし、復旧作業の緊急時の協力体制を早急に確立する。また、安全及び使用事項等 (制限含む) を関係機関等の協力を得て地域住民に呼びかける。

(ア) 施設関係

下水道施設の被害の状況に応じ、機能の回復に万全を期するため汚水、雨水の疎通に支障の生ずることのないよう応急復旧に必要な資材、機械器具並びに技術者等の確保を行い、確保した技術者等の応援を得て早期復旧を図り、処理機能の低下、停止の防止に努める。

(イ) 安全広報関係

被害状況及び復旧状況について、広報車及び報道機関等の協力を得て、施設の利用制限の措置状況等利便に関する事項について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

エ. 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

(5) 電気通信設備応急措置 [東日本電信電話 (株) 青森支店]

ア. 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、または恐れがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。

イ. 要員及び資機材の確保

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため平常時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。

- (ア) 出動要員の確保
- (イ) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保
- (ウ) 食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保

ウ．安全広報

災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。

エ．情報収集及び連絡

(ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。

(イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、青森県災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

オ．災害対策用機器、車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、または被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(ア) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線装置

(ウ) 非常用交換装置

(エ) 非常用伝送装置

(オ) 非常用電源装置

(カ) 応急ケーブル

(キ) 災害対策指揮車

(ク) 雪上車及び特殊車両

(ケ) その他応急復旧用諸装置

カ．電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、または耐震の実施

(イ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両

(ウ) 予備電源設備、及び燃料、冷却水等

(エ) その他防災上必要な設備及び器具等

キ．電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

ク．通信そ通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスが停止し、または通信が著しくふくそうした場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置を実施する。

ケ．通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

コ．通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しくふくそうした場合は重要通信を確保するため、通信の利用制限等の措置を行う。

サ．災害対策機器による通信の確保

シ．災害用伝言ダイヤルの運用

ス．特設公衆電話の設置

- (6) 放送施設応急措置〔日本放送協会青森放送局、株式会社青森テレビ、青森放送株式会社、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森〕

ア．放送施設対策

町長は、災害時において、各放送事業者（各事業所）に対し、以下の措置を依頼する。なお、当該依頼に対する対応は、各事業者（各事業所）の自主判断とする。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、その他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

イ．視聴者対策

町長は、日本放送協会に対し、災害時における受信機の維持、確保のため次の措置を講ずるよう依頼する。

(ア) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて周知するとともに、被害受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

避難所その他有効な場所への受信機の貸与・設置等により、視聴者への情報の周知を図る。

第29節 石油燃料供給対策

地震・津波災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、町民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料が供給できるよう、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。

1．実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの町民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業組合西北五支部と連携して行う。

2．実施内容

- (1) 国・県・町及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 町長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合西北五支部と調整しても調達できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第30節 危険物施設等災害応急対策

地震・津波災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く。）の拡大を防止し、または最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

1. 実施責任者

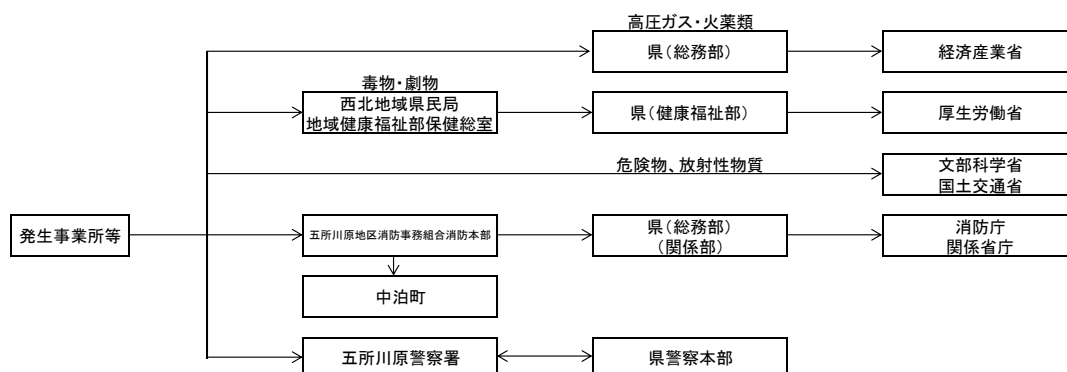
- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、町長、五所川原地区消防事務組合消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質の施設の所有者、管理者または占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
ア. 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
イ. 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

- ア. 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講ずる。
- イ. 中里消防署、小泊消防署及び五所川原警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ. 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- エ. 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性または有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 町長の措置

- ア. 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ. 製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、または施設の使用の停止を命ずる。
また、公共の安全の維持、または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、またはその使用を制限する。
- ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- オ. 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。
- カ. さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 五所川原警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、または自らその措置を講ずる。また、町（消防機関）職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨町（消防機関）へ通知する。

5. 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア. 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋めるなどの安全措置を講ずる。

イ. 知事、五所川原警察署及び中里消防署、小泊消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 五所川原警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

6. 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設または火薬類の所有者、占有者の措置

ア. 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講ずる。

イ. 知事、五所川原警察署及び中里消防署、小泊消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 五所川原警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

7. 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えいまたは地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、西北地域県民局地域健康福祉部保健総室、五所川原警察署、中里消防署、小泊消防署に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

ア. 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ. 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 五所川原警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

8. 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

- ア. 災害の発生について速やかに文部科学省、五所川原警察署、中里消防署、小泊消防署に通報する。
- イ. 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。
- ウ. 被害拡大防止措置を講ずる。
- エ. 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう、必要な措置を講ずる。

(2) 町長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講ずる。

(3) 五所川原警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講ずる。

第31節 海上流出油等及び海上火災応急対策

地震・津波災害に起因して、沿岸海域において油等の漏えい、流出、漂着、火災等の災害が発生し、または発生するおそれのある場合、流出油等の防除、災害拡大防止のため、応急措置を講ずるものとする。

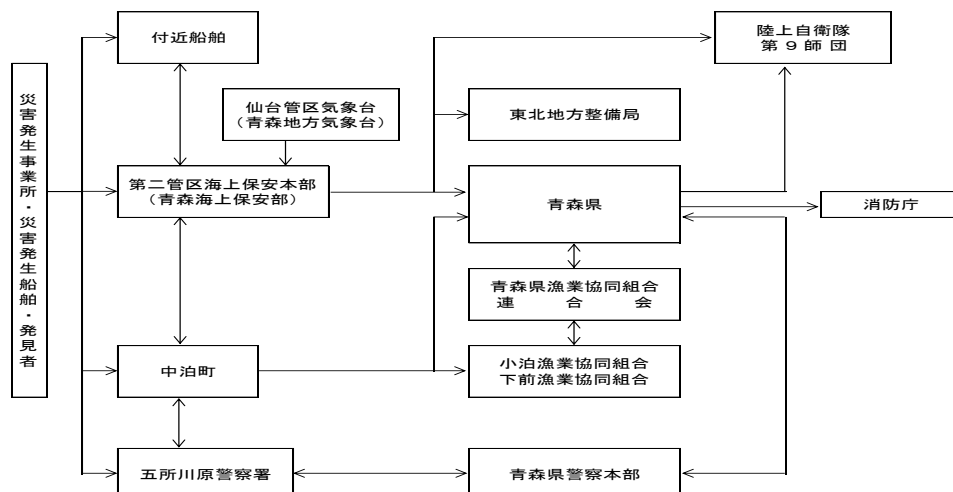
1. 実施責任者

流出油防除、災害拡大防止の措置等に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、町長が行う。

2. 情報の収集・伝達

沿岸海域において油等の漏えい、流出、漂着、火災等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



3. 活動体制の確立

県と協力して、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 搜索活動

第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、県及び五所川原警察署は、関係機関と緊密に協力のうえ、船舶及び航空機等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5. 救助・救急活動

（１）災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（２）町長の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

（３）防災関係機関の措置

- ア．第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行う。
- イ．県及び五所川原警察署は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

6. 医療活動

医療活動については第４章第１６節「医療、助産及び保健」により実施する。

7. 油等の大量流出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に流出・漂着等した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

（１）災害発生事業所（船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。）の措置

- ア．所轄消防機関、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、または市町村等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者または船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ付近住民に避難するよう警告する。
- イ．自衛消防隊、その他の要員により次の流出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業に応援協力を求める。

（ア）大量油の流出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所を修理するとともに、さらなる残油の流出を防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を抜き取る、または他の損壊していないタンクへ移し替える。
- d 流出した油の回収作業を行う。
- e 排出した油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。

f 油処理剤を散布し、流出油の処理を行う。

(なお、油処理剤の使用については、十分留意する。)

(イ) 危険物の流出があった場合

a 損傷箇所の修理を行う。

b 損壊タンク内の危険物を抜き取る、または他の損壊していないタンクへ移し替える。

c 薬剤等により、流出した危険物の処理を行う。

d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

e 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。

f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

g 消火準備を行う。

(ウ) 海上火災が発生した場合

a 放水、消火剤の散布を行う。

b 付近にある可燃物を除去する。

c 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。

d 火点の制御を実施する。

e 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。

f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

ウ. 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）または消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び流出油等防除活動に協力する。

エ. 災害発生事業所のみによる油等の流出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、海上災害防止センターに業務を委託する。

(2) 町長の措置

ア. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、または一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

イ. 回収油等の仮置き場所を確保するとともに、海上流出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行う。また、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じずる。

ウ. 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。

エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ. 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、またはさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村または県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

(3) 防災関係機関の措置

ア. 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）の措置

(ア) 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(イ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を

行う。

(ウ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限または禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限、または禁止等の措置を講ずる。

(エ) 災害発生船舶または施設に対し、災害局限措置の指示を行う。

(オ) 船体並びに流出油等の非常処分を行う。

(カ) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て流出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。なお、業務協定により、①埠頭または岸壁に繋留された船舶及び上架または入渠中の船舶②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行う。

(キ) 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずるとともに、流出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講ずるよう命ずる。

(ク) 油等が大量に流出した場合であって、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行うなど被害を最小限に食い止めるための措置を講ずる。

(ケ) 緊急に防除のための措置を講ずる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、または防除措置を講ずるいとまのないときは、海上災害防止センターに指示する。

(コ) 大量の油等の流出や多数の者の避難を伴う船舶の火災等港湾の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合または必要があるときと認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。

(サ) 大量の油等の流出事故が発生した場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請する。

イ. 国土交通省東北地方整備局の措置

油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。

ウ. 仙台管区气象台（青森地方气象台）の措置

気象・海象に関する情報を提供する。

エ. 五所川原警察署の措置

海上事故により油等が大量に流出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、海上流出油等の防除活動を行う。

オ. 県の措置

(ア) 沿岸に漂着した海上流出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

(イ) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）または関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。

カ. 港湾・漁港管理者の措置

港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、または第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保

安部) 若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活動等に協力する。

キ. 青森県沿岸流出油等災害対策協議会の措置

大量の油が流出し、沿岸に漂着またはそのおそれがある場合であって流出油防除活動を必要とする場合は、青森県沿岸流出油等災害対策協議会会長または地区部会長は、会員の全部または一部を招集し、原因者等を含め協議調整のうえ関係する会員に出動を要請し、必要と認められるときは総合調整本部を設置し防除活動の調整を行う。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第18節「輸送対策」及び同章第27節「交通対策」により実施する。

9. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第33節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第32節 相互応援協定等に基づく広域応援

地震・津波等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

2. 応援の要請等

- (1) 町長は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア. 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
 - イ. 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。

- ウ．水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- （２）町長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- （３）町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。
- （４）町長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長または指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、または労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずるものとする。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
水道災害相互応援協定	昭和44年4月1日	県内全市町村	飲料水の供給・応援復旧
消防相互応援協定	昭和53年9月13日	五所川原（事）・木造（事） ・鰯ヶ沢（事）・板柳町 消防本部・津軽北部（事）	消防力（火災・救急・水害・その他）
青森県消防相互応援協定	平成5年2月25日 （平成8年1月17日内容一部変更）	県内全市町村 消防の一部事務組合 消防を含む一部事務組合	大規模災害（消防力）
青森県広域航空消防応援協定	平成7年4月1日	青森県知事	防災ヘリコプターの応援要請について必要な事項
消防相互応援協定	平成9年12月1日	青森地域広域消防事務組合	消火、救急
災害時における中里町内郵便局、 中里町間の協力に関する覚書	平成10年3月2日	中里郵便局長	大規模災害（災害全般）
消防相互応援協定	平成18年8月25日	青森市・黒石市・五所川原 市・十和田市・平川市・平 内町・今別町・外ヶ浜町・ 藤崎町・板柳町・七戸町	消防力（火災・救急・水害・その他）
大規模災害時の青森県市町村相互 応援協定	平成18年9月29日	県内全市町村	大規模災害（災害全般）
災害時における災害救援ベンダー 使用に関する協定	平成20年4月25日	みちのくコカ・コーラボト リング株式会社青森県本部	大規模災害（地震）
青森河川国道事務所管内における 画像情報提供に関する協定	平成21年3月13日	国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所	大規模災害（水害）
災害復旧時に関する協定	平成23年4月28日	東日本電信電話株式会社青森支店	大規模災害（災害全般）
災害等発生時における電力復旧活 動の施設利用に関する協定	平成23年6月28日	東北電力株式会社五所川原営業所	大規模災害（災害全般）
災害時の情報交換に関する協定	平成24年2月10日	国土交通省東北地方整備局	大規模災害（災害全般）
災害時の通信設備復旧等の協力に 関する協定	平成24年3月8日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	大規模災害（災害全般）
漁港・漁場・漁村の大規模災害時 における応急対策業務協定	平成24年11月9日	青森県知事・一般社団法人 全日本漁港建設協会青森県 支部・一般社団法人全日本 漁港建設協会	大規模災害（災害全般）
災害時における石油燃料の優先供 給協定	平成24年11月26日	青森県石油商業組合西北五 支部・中泊ブロック	大規模災害（災害全般）
災害時要援護者の避難施設として 民間社会福祉施設等を使用するこ とに関する協定	平成25年7月29日	中泊町福祉避難所連絡協議会	大規模災害（災害全般）
災害時における応急対策業務等の 車両利用に関する協定	平成25年9月4日	五所川原地区消防事務組合 中里消防署・小泊消防署	大規模災害（災害全般）
災害時における応急対策業務に関 する協定	平成25年10月23日	中泊町建設業協会 津軽開発協同組合	大規模災害（災害全般）
災害時における物資供給に関する協定	平成26年1月31日	つがるにしきた農業協同組合 株式会社スーパーストア中里店 NPO法人コメリ災害対策センター 株式会社アクトプラン 株式会社ホームマックニコット小泊店	大規模災害（災害全般）

3. 防災関係機関等との応援協力

町長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等との協力について、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

第 3 3 節 自衛隊災害派遣要請

地震・津波災害に際し、人命または財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第 8 3 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、町長が行う。

2. 災害派遣の要件等

(1) 要件

地震・津波災害に際して、人命または財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 避難の援助
- ウ. 遭難者等の捜索救助
- エ. 水防活動
- オ. 消防活動
- カ. 道路または水路の啓開、障害物の除去
- キ. 応急医療、救護及び防疫
- ク. 人員及び物資の緊急輸送
- ケ. 炊飯及び給水
- コ. 救援物資の無償貸付、譲与
- サ. 危険物の保安または除去
- シ. その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3. 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア. 災害全般 知事
- イ. 海上火災 第二管区海上保安本部長
- ウ. 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊の長等に通報する。また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

派遣要請先	青森市	陸上自衛隊第 9 師団長	017-781-0161
	むつ市	海上自衛隊大湊地方総監	0175-24-1111
	三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
	弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
	八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
		海上自衛隊第 2 航空群司令	0178-28-3011

(2) 町長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア. 町長は、町の地域に係る災害が発生し、またはまさに災害による被害が発生しようとしている場合にお

いて、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ. 町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ. 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4. 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認

(2) 派遣部隊との連絡責任者の決定

(3) 宿舎または宿营地及び宿営に関する物資の準備

(4) 使用資機材等の準備

(5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア. ヘリコプター離着陸場所

資料編 4-12 「ヘリコプター場外離着陸場所一覧、ヘリコプター緊急離着陸場所一覧」によるものとする。

イ. 車両駐車場所

資料編 4-30 「車両駐車地区一覧」によるものとする。

5. 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6. 経費の負担

町長が負担する経費は、次を基準とする。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入

浴料

- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7. その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、町長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能人員	物資等収容スペース	利用可能な設備の状況
中泊町運動公園	宮野沢字袴腰山1-84	57-3511	20 人	83,000 m ²	上下水道・給湯器 浴室・シャワー
ふれあいセンター (付帯施設)	宮野沢字袴腰山67-3	57-2662	68 人	3,666 m ²	調理場・上下水道 給湯器・浴室・シャワー・寝具

第34節 県防災ヘリコプター運航要請

地震・津波災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1. 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、町長及び五所川原地区消防事務組合消防長が行う。

2. 運航要請の要件

(1) 公共性

災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること

(3) 非代替性

県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

3. 活動内容

(1) 災害応急対策活動

- ア. 被害状況の偵察、情報収集等
- イ. 救援物資、人員等の搬送
- ウ. 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等

(2) 火災防御活動

- ア. 林野火災における空中消火
- イ. 偵察、情報収集
- ウ. 消防隊員、資機材等の搬送等

(3) 救助活動

- ア. 中高層建築物等の火災における救助等の活動
- イ. 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
- ウ. 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

(4) 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

4. 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

5. 受入態勢

町長または五所川原地区消防事務組合消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項